

第6章 信託の併合

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>1. 信託の併合に関する手続</p> <p>信託の併合に際して、投資信託振替制度において取り扱う消滅銘柄の投資信託受益権に対して、投資信託振替制度において取り扱う併合後銘柄の投資信託受益権を交付する際の手続を定める。</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>a 併合後銘柄の投資信託受益権に係る機構が備える振替口座簿への増加の記録は、投信振替システムにおける新規記録の処理によって行う。</p>	<p>※ 信託の併合に係る各信託の受益権に、投資信託振替制度において取り扱っていない投資信託受益権や株式等振替制度において取り扱う投資信託受益権が含まれる場合は、本手続の対象外とする。</p> <p>※ 信託の併合の方式として、「新設方式」（二以上の投資信託受益権の銘柄を、一の新たな投資信託受益権の銘柄に併合する方式）と「吸収方式」（二以上の投資信託受益権の銘柄のうち、一のいずれかの投資信託受益権の銘柄に併合する方式）が想定される。</p> <p>※ 信託の併合を実施する際には、本手続に記載されていない事項についての、個別調整が必要となる可能性もある。このため、信託の併合について具体的な検討を開始する際には、機構との事前調整も必要になる。</p> <p>※ 信託の併合に係る業務処理フローについては、別紙6-1「信託の併合に係る業務処理フロー」及び6-2「信託の併合に係る業務処理イメージ」を参照</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>b 消滅銘柄の投資信託受益権に係る機構が備える振替口座簿への減少の記録は、投信振替システムにおける抹消（解約）の処理によって行う。</p> <p>2. 併合日の2週間前までの手続</p> <p>(1) 信託の併合に係る通知</p> <p>a 信託の併合を行おうとする発行者は、併合日の2週間前までに、機構に対して、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 併合後銘柄の名称 ② 併合後銘柄の I S I Nコード（信託の併合の方式が「吸収方式」である場合） ③ 消滅銘柄の名称 ④ 消滅銘柄の I S I Nコード ⑤ 併合日 ⑥ 割当比率 ⑦ その他連絡事項（実務上連絡する必要がある場合） 	<p>※ 信託の併合に係る当局への届出や重大な約款変更に係る手続が必要な場合における決議等、信託の併合を行うための諸手続が完了していることを前提とする。</p> <p>※ 「信託の併合に関する通知書（投資信託振替制度用）」を用いて、Target 保振サイト接続により機構に対して通知する。</p> <p>※ 「信託の併合に関する通知書（投資信託振替制度用）」は、機構ホームページに掲載の書式（IT_06-1）をいう。</p> <p>※ 消滅銘柄ごとに通知する。</p> <p>※ 消滅銘柄の投資信託受益権に対して併合後銘柄の投資信託受益権を交付する割合として、消滅銘柄ごとに割当比率を算出する。</p> <p>※ 消滅銘柄において「タンス受益証券」（投資信託振替制度に移行されていない特例投資信託受益権に係る受益証券）が存在する場合には、当該タンス受益証券の口数を含め</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>b 発行者から上記 a の通知を受領した機構は、発行者からの通知事項について、Target 保振サイト接続により、機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社に対して通知する。</p> <p>c 機構から上記 b の通知を受領した機構加入者は、機構からの通知事項について、直近下位機関に対して通知する（同通知を受領した間接口座管理機関に直近下位機関が存在する場合も同様とする。）。</p> <p>(2) 併合後銘柄に係る銘柄情報登録及び消滅銘柄に係る銘柄情報変更</p> <p>a 信託の併合を行おうとする発行者は、上記（1）の通知を行った後に、併合日の2週間前までに、機構に対して、併合後銘柄に係る銘柄情報登録（信託の併合の方式が「新設方式」である場合）及び消滅銘柄に係る銘柄情報変更を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">(a) 併合後銘柄に係る銘柄情報登録</p> <p style="padding-left: 4em;">通常の新規記録に係る銘柄情報登録に準じて銘柄情報登録を行う。</p>	<p>て、割当比率を算出する。ただし、関係者間における調整により、取り扱わないものとする整理を妨げるものではない。</p> <p>※ 併合日の2週間前までに割当比率の算出を行えない場合には、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当比率の算出を現時点では行えないこと ・割当比率の算出方法 ・割当比率の通知日 <p>※ 併合後銘柄の銘柄情報登録及び銘柄情報変更に関する留意事項等については、別紙6-3「併合後銘柄に係る銘柄情報登録及び消滅銘柄に係る銘柄情報変更」を参照。</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>(b) 消滅銘柄に係る銘柄情報変更 償還日の変更等、信託の終了に係る事項について銘柄情報変更を行う。</p> <p>b 発行者から上記 a の銘柄情報登録及び銘柄情報変更を受け付けた機構は、次の募集区分に応じて、それぞれ定める関係先に対して通知を行う。</p> <p>(a) 公募 銘柄情報登録又は銘柄情報変更を行った発行者及び受託会社並びに機構加入者</p> <p>(b) 適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募 銘柄情報登録又は銘柄情報変更を行った発行者及び受託会社</p> <p>3. 併合日の前営業日までの手続</p> <p>(1) 消滅銘柄において凍結対象投資信託受益権が存在する場合の手続</p> <p>a 間接口座管理機関は、凍結対象投資信託受益権が存在する場合には、直近上位機関に対して、以下の事項を通知する。</p> <p>① 凍結対象投資信託受益権が存在する旨</p> <p>② 消滅銘柄の名称及び I S I N コード</p> <p>③ 併合日</p> <p>④ 凍結対象投資信託受益権の口数</p>	<p>※ 銘柄情報登録に係る機構からの通知には、併合後銘柄の I S I N コードが含まれる。</p> <p>※ 公募の銘柄情報については、信託の併合に関与しない機構加入者にも通知される。</p> <p>※ 通常の私募と同様に、発行者は必要に応じて指定販売会社に当該情報を連絡する。</p> <p>※ 本手続を失念した場合、すべての併合に係る手続を行うことができなくなる可能性があることに留意する。</p> <p>※ 本通知を受領した直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、当該機関は、当該通知の内容を直近上位機関に通知する。</p> <p>※ 本通知を受領した直近上位機関が機構加入者である場合には、当該機構加入者は、当該通知の内容に加え、当該通知に係る凍結対象投資信託受益権が記録されている口座の機構加入者コードを、機構に対して通知す</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>b 機構加入者は、凍結対象投資信託受益権が存在する場合には、併合日前営業日の 12:00 までに、機構に対して、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 凍結対象投資信託受益権が存在する旨 ② 消滅銘柄の名称及び I S I N コード ③ 併合日 ④ 凍結対象投資信託受益権の口数 ⑤ 当該凍結対象投資信託受益権が記録されている口座の機構加入者コード <p>c 機構は、機構加入者から上記 b の通知があった場合には、凍結対象投資信託受益権について、振替及び抹消が行われないようにするために講じていた措置を解除する。</p> <p>(2) 消滅銘柄の投資信託受益権が指定販売会社以外の機構加入者又は間接口座管理機関に振替が行われている場合の手続</p> <p>a 消滅銘柄の投資信託受益権について、担保の差入等に伴い、当該消滅銘柄の指定販売会社以</p>	<p>る。</p> <p>※ 機構において、振替及び抹消が行われないように講じていた措置を解除するためには、併合日前営業日の 12:00 までに機構加入者から機構への通知が必要なことに留意する。</p> <p>※ 「信託の併合に係る凍結対象投資信託受益権に関する通知書（投資信託振替制度用）」を用いて、Target 保振サイト接続により機構に対して通知する。</p> <p>※ 「信託の併合に係る凍結対象投資信託受益権に関する通知書（投資信託振替制度用）」は、機構ホームページに掲載の書式 (IT_06-2) をいう。</p> <p>※ 凍結対象投資信託受益権について、5.(3) d の消滅銘柄に係る減少の記録を可能とするため。</p> <p>※ 機構における解除の処理は、併合日の前営業日に行う。</p> <p>※ 別紙 6 - 4 「消滅銘柄における販社外振替</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>外の機構加入者又は間接口座管理機関に振替が行われている場合であって、振替元の指定販売会社に対して振戻しを行う場合には、以下の手続を行う。</p> <p>① 消滅銘柄の指定販売会社以外の機構加入者又は間接口座管理機関は、併合日の2週間前までに行われる発行者からの通知日以降、併合日の前営業日までに、振替元の指定販売会社に対して、消滅銘柄の投資信託受益権を振替申請による振戻しを行う。</p> <p>② 振替元の指定販売会社は、上記で振戻しが行われた消滅銘柄の投資信託受益権も含めて、信託の併合に係る手続を行う。</p> <p>③ 振替元の指定販売会社は、必要に応じて、併合後銘柄の投資信託受益権について、当該指定販売会社でない機構加入者又は間接口座管理機関に対して、再度振替申請を行う。</p> <p>b 消滅銘柄の投資信託受益権について、担保の差入等に伴い、当該消滅銘柄の指定販売会社以外の機構加入者又は間接口座管理機関に振替が行われている場合であって、併合日の前営業日までに振替元の指定販売会社に対して振戻しを行わない場合には、以下の手続を行う。</p> <p>① 消滅銘柄の指定販売会社以外の機構加入者又は間接口座管理機関は、併合日に、信託の併合に伴う消滅銘柄の投資信託受益権の減少口数及び併合後銘柄の投資信託受益権の増加口数を算出する。</p> <p>② 消滅銘柄の指定販売会社以外の機構加入者又は間接口座管理機関は、上記①で算出した各口数並びに各口数の減少及び増加の記録を行う口座の機構加入者コードを振替元の指定販売会社に対して連絡する。</p> <p>③ 振替元の指定販売会社は、上記②の情報を発行者に対して連絡する。</p> <p>4. 併合日までの手続</p> <p>(1) 割当比率に係る通知</p> <p>a 発行者は、併合日の2週間前までに割当比率の算出を行えない場合には、割当比率を算出後</p>	<p>の取扱い」を参照</p> <p>※ 「信託の併合に関する通知書（投資信託振</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>直ちに、機構に対して、当該割当比率を通知する。</p> <p>b 発行者から上記 a の通知を受領した機構は、Target 保振サイト接続により機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社に対して割当比率を通知する。</p> <p>c 機構から上記 b の通知を受領した機構加入者は、機構からの通知事項について、直近下位機関に対して割当比率を通知する（同通知を受領した間接口座管理機関に直近下位機関が存在する場合も同様とする。）。</p> <p>5. 併合日の手続</p>	<p>替制度用)」を用いて、Target 保振サイト接続により機構に対して通知する。</p> <p>※ 「信託の併合に関する通知書（投資信託振替制度用）」は、機構ホームページに掲載の書式（IT_06-1）をいう。</p> <p>※ 消滅銘柄ごとに通知する。</p> <p>※ この場合、割当比率は、併合日の前営業日決済時限終了後の消滅銘柄の基準価額を基に算出されるものと想定され、後続の手続を速やかに行なう為には、発行者から指定販売会社に直接連絡することも必要となる可能性があることに留意する。</p> <p>※ 消滅銘柄の投資信託受益権において、併合日が決済日となる新規記録については、消滅銘柄にて決済を行う。当該新規記録の口数は、併合後銘柄の投資信託受益権の口数の算</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>(1) 間接口座管理機関における信託の併合に係る手続</p> <p>間接口座管理機関は、併合日に、信託の併合に係る以下の手続を行う。</p> <p>a 自らが備える振替口座簿の自己口に記録されている、加入者ごとの消滅銘柄の投資信託受益権について、減少の記録の対象となる口数を確定させる。</p> <p>b 上記 a で算出した加入者ごとの消滅銘柄の投資信託受益権の口数に、それぞれ割当比率を乗じて、併合後銘柄の投資信託受益権の口数を算出する。</p>	<p>出に加える。</p> <p>※ 消滅銘柄の投資信託受益権において、併合日が決済日となる抹消（解約）については、消滅銘柄にて決済を行う。当該抹消（解約）の口数は、併合後銘柄の投資信託受益権の口数の算出から除く。</p> <p>※ 消滅銘柄の投資信託受益権において、併合日の翌営業日以降が決済日となる抹消（解約）についても、消滅銘柄にて決済を行う。当該抹消（解約）予定の口数も、併合後銘柄の投資信託受益権の口数の算出から除く。</p> <p>※ 割当比率を乗じた結果、1口に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる。</p> <p>※ 消滅銘柄において凍結対象投資信託受益権が存在する場合には、当該投資信託受益権の口数とそれ以外の口数とを分けて、それぞれの口数について算出する。</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>c 自らが質権者（受益者が質権設定者）である場合において、直近上位機関が備える自らが備える振替口座簿の質権口が記録先となっている消滅銘柄の減少の記録の対象となる投資信託受益権について、自らが、消滅銘柄の投資信託受益権の口数及び当該口数に割当比率を乗じた併合後銘柄の投資信託受益権の口数の算出を行う。</p>	<p>※ 質権設定者が複数である場合において、当該直近上位機関が知り得ず質権設定者ごとの口数の算出を行えないことから、質権者である自らが、質権設定者ごとの口数について算出する必要がある。</p>
<p>d 自らが備える振替口座簿の自己口において、当該消滅銘柄に係る減少の記録及び併合後銘柄に係る増加の記録を行う。</p>	
<p>e 直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関から連絡のあった内容（連絡内容について、以下の事項を想定する。）について、増加及び減少の記録をする。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 消滅銘柄の I S I Nコード及び減少の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p> <p style="margin-left: 2em;">② 併合後銘柄の I S I Nコード及び増加の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p>	
<p>f 上記 c で算出した内容並びに上記 d 及び e で増加及び減少の記録をした内容について、直近上位機関に連絡する（連絡内容について、以下の事項を想定する。）。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 消滅銘柄の I S I Nコード及び減少の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p> <p style="margin-left: 2em;">② 併合後銘柄の I S I Nコード及び増加の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p>	<p>※ 本連絡は、通常の新規記録及び抹消（解約）に係る連絡に準ずるものとし、投信振替システム外で行う。</p> <p>※ 区分口座ごとに合算して連絡する。</p>
<p>g 指定販売会社としての連絡</p> <p style="margin-left: 2em;">(a) 当該間接口座管理機関が指定販売会社である場合 指定販売会社として、以下の内容を発行者に対して連絡する。</p> <p style="margin-left: 4em;">① 上記 d で増加及び減少の記録をした内容</p>	<p>※ 本連絡は、通常の新規記録及び抹消（解約）における、指定販売会社から発行者への連絡と同等の位置づけと想定し、投信振替システ</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>② ①の内容が記録されるべき機構加入者及び区分口座</p> <p>(b) 当該間接口座管理機関が指定販売会社でない場合（取次販売会社を想定） 上記 d で増加及び減少の記録をした内容について、指定販売会社に対して連絡する。</p> <p>(2) 機構加入者における信託の併合に係る手続 機構加入者は、併合日に、信託の併合に係る以下の手続を行う。</p> <p>a 自らが備える振替口座簿の自己口に記録されている、加入者ごとの消滅銘柄の投資信託受益権について、減少の記録の対象となる口数を確定させる。</p> <p>b 上記 a で算出した加入者ごとの消滅銘柄の投資信託受益権の口数に、それぞれ割当比率を乗じて、併合後銘柄の投資信託受益権の口数を算出する。</p> <p>c 自らが質権者（受益者が質権設定者）である場合において、機構が備える自らが備える振替口座簿の質権口が記録先となっている消滅銘柄の減少の記録の対象となる投資信託受益権について、自らが、消滅銘柄の投資信託受益権の口数及び当該口数に割当比率を乗じた併合後銘柄の投資信託受益権の口数の算出を行う。</p> <p>d 自らが備える振替口座簿の自己口において、当該消滅銘柄に係る減少の記録及び併合後銘柄</p>	<p>ム外で行う。</p> <p>※ 区分口座ごとに合算して連絡する。</p> <p>※ この場合における指定販売会社は、直近上位機関であるものと想定し、当該直近上位機関が発行者への連絡を行う。</p> <p>※ 割当比率を乗じた結果、1口に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる。</p> <p>※ 消滅銘柄において凍結対象投資信託受益権が存在する場合には、当該投資信託受益権の口数とそれ以外の口数とを分けて、それぞれの口数について算出する。</p> <p>※ 質権設定者が複数である場合において、機構が知り得ず質権設定者ごとの口数の算出を行えないことから、質権者である自らが、質権設定者ごとの口数について算出する必要がある。</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>に係る増加の記録を行う。</p> <p>e 直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関から連絡のあった内容（連絡内容について、以下の事項を想定する。）について、増加及び減少の記録をする。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 消滅銘柄の I S I Nコード及び減少の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p> <p style="margin-left: 2em;">② 併合後銘柄の I S I Nコード及び増加の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p> <p>f 当該機構加入者が指定販売会社でない場合、上記 c で算出した内容並びに上記 d 及び e で増加及び減少の記録をした内容について、指定販売会社に連絡する（連絡内容について、以下の事項を想定する。）。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 消滅銘柄の I S I Nコード及び減少の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p> <p style="margin-left: 2em;">② 併合後銘柄の I S I Nコード及び増加の記録がされるべき投資信託受益権の口数</p> <p>g 当該機構加入者が指定販売会社である場合、指定販売会社として、以下の内容を発行者に対して連絡する。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 上記 d で増加及び減少の記録をした内容</p> <p style="margin-left: 2em;">② ①の内容が記録されるべき機構加入者及び区分口座</p> <p>(3) 投信振替システムにおける併合後銘柄の投資信託受益権に係る増加の記録</p> <p>a 発行者は、指定販売会社からの連絡を受けた場合には、直ちに、併合後銘柄に係る「新規記録申請」を送信する。</p>	<p>※ 本連絡は、通常の新規記録及び抹消（解約）に係る連絡に準ずるものとし、投信振替システム外で行う。</p> <p>※ 区分口座ごとに合算して連絡する。</p> <p>※ 本連絡は、通常の新規記録及び抹消（解約）における、指定販売会社から発行者への連絡と同等の位置づけと想定し、投信振替システム外で行う。</p> <p>※ 区分口座ごとに合算して連絡する。</p> <p>※ 別紙6-1「信託の併合に係る業務処理フロー」及び6-2「信託の併合に係る業務処理イメージ」を参照。</p> <p>※ 「新規記録申請」を利用した信託の併合に</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>b 機構は、上記 a の「新規記録申請」を受け付けた場合には、その内容を発行口に記録し、発行者、機構加入者及び受託会社に対して「発行口記録情報通知」を通知する。</p> <p>c 受託会社は、発行者からの併合後銘柄に係る信託設定の指図に基づき、「信託設定済通知」を送信する。</p> <p>d 機構は、上記 c の「信託設定済通知」に基づき、信託の併合に伴う併合後銘柄に係る増加の記録を行い、発行者及び機構加入者に対して「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(4) 投信振替システムにおける消滅銘柄の投資信託受益権に係る減少の記録</p> <p>a 発行者は、指定販売会社からの連絡を受けた場合には、直ちに、消滅銘柄に係る「解約時抹消予定申請」を送信する。</p>	<p>係る増加の記録は、全て非DVP決済とする（必須項目である「資金決済金額」については0（ゼロ円）を入力する。）。</p> <p>※ 別紙6-1「信託の併合に係る業務処理フロー」及び6-2「信託の併合に係る業務処理イメージ」を参照。</p> <p>※ 「解約時抹消予定申請」を利用した信託の併合に係る減少の記録は、全て非DVP決済とする（必須項目である「資金決済金額」については0（ゼロ円）を入力する。）。</p> <p>※ 「解約時抹消予定申請」を、5. の併合日が決済日となる新規記録に係る決済を行う前に送信すると、残高不足により受け付けら</p>

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>b 機構は、上記 a の「解約時抹消予定申請」を受け付けた場合には、その内容を解約口に記録し、発行者、機構加入者及び受託会社に対して「解約口記録情報通知」を通知する。</p> <p>c 機構加入者は、併合後銘柄に係る増加の記録を確認した後に、解約口に記録された消滅銘柄について、「資金振替済通知（解約時抹消申請）」を送信する。</p> <p>d 機構は、上記 c の「資金振替済通知（解約時抹消申請）」に基づき、信託の併合に伴う消滅銘柄に係る減少の記録を行い、発行者及び機構加入者に対して「抹消済通知（解約）」を通知する。</p> <p>6. その他の手続</p> <p>（1）振替法第 121 条の 3 第 6 項に基づく通知</p> <p>a 機構加入者又は間接口座管理機関は、併合日の前営業日決済時限終了後の、自らが備える振替口座簿に記録されている消滅銘柄の投資信託受益権の口数のデータを作成し、当該データを直近上位機関に対して通知する。なお、直近下位機関が存在する場合には、当該直近下位機関のデータも併せて、直近上位機関に対して通知する。</p> <p>b 機構は、機構加入者から通知された上記のデータを取りまとめて、発行者に対して通知する。</p> <p>（2）消滅銘柄において凍結対象投資信託受益権が存在した場合の併合後銘柄に係る手続</p>	<p>れない可能性があることに留意する。</p> <p>※ 本通知の内容及び方法は、別紙 6-5 「振替法第 121 条の 3 第 6 項に基づく通知」を参照。</p> <p>※ 投信振替システムでは加入者ごとの口数は管理していないことから、本通知は投信振替システム外で行う。</p>

第6章 信託の併合

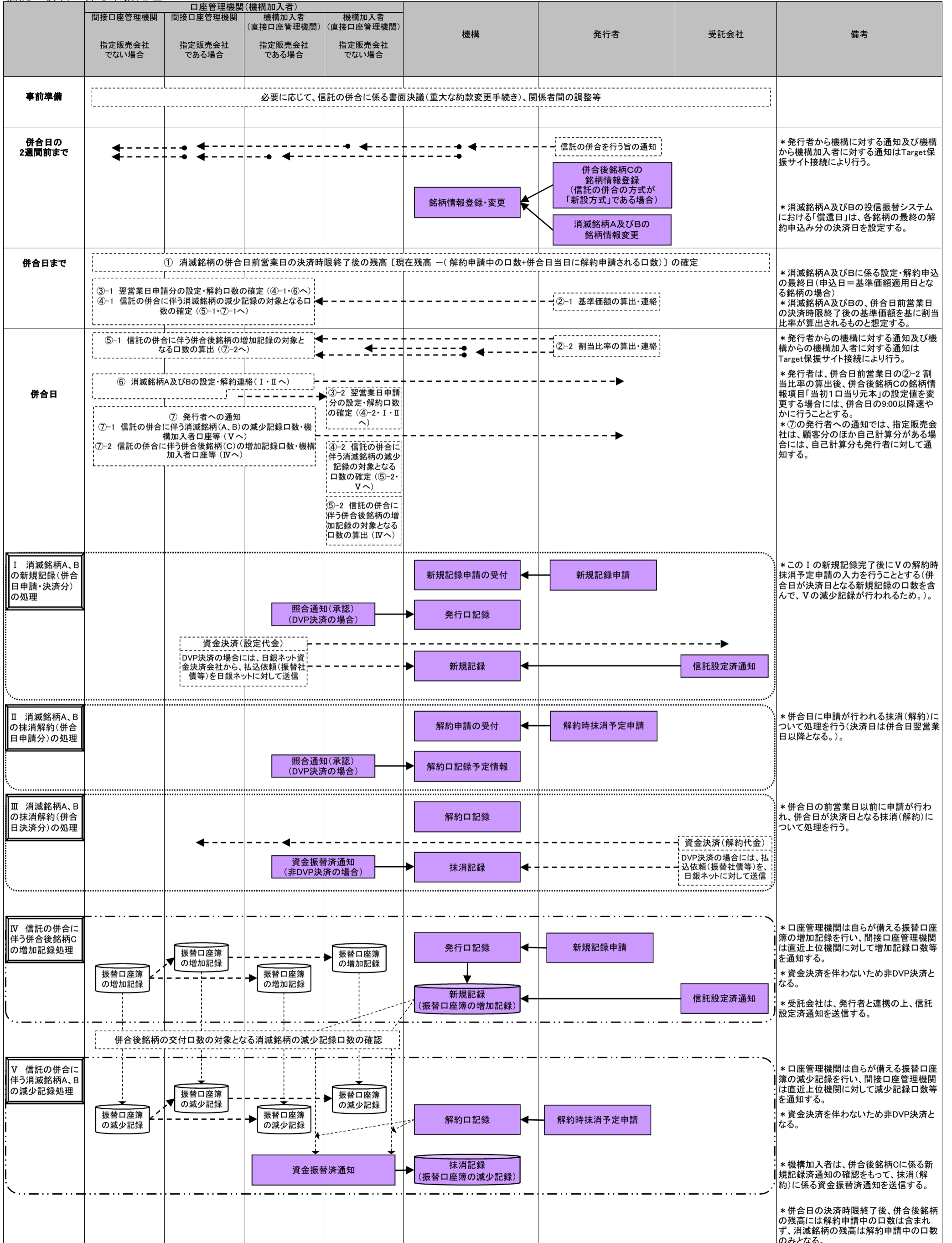
内 容	備 考
<p>a 3.(1) a の通知を直近上位機関に対して行った間接口座管理機関は、当該通知に係る凍結対象投資信託受益権に対して割当比率を乗じた併合後銘柄の投資信託受益権の口数について、機構が備える振替口座簿において振替及び抹消が行われないようにするための措置を講じるために、直近上位機関に対して以下の事項を通知する。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 併合後銘柄の名称及び I S I Nコード</p> <p style="margin-left: 2em;">② 凍結対象投資信託受益権の口数に対して割当比率を乗じた、併合後銘柄の投資信託受益権の口数</p>	<p>※ 本通知を受領した直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、当該機関は、当該通知の内容を直近上位機関に通知する。</p>
<p>b 3.(1) b の通知を機構に対して行った機構加入者は、当該通知に係る凍結対象投資信託受益権に対して割当比率を乗じた併合後銘柄の投資信託受益権の口数について、機構が備える振替口座簿において振替及び抹消が行われないようにするための措置を講じるために、機構に対して以下の事項を通知する。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 併合後銘柄の名称及び I S I Nコード</p> <p style="margin-left: 2em;">② 凍結対象投資信託受益権の口数に対して割当比率を乗じた、併合後銘柄の投資信託受益権の口数</p> <p style="margin-left: 2em;">③ 当該併合後銘柄の投資信託受益権が記録されている口座の機構加入者コード</p>	<p>※ 「信託の併合に係る凍結対象投資信託受益権に関する通知書（投資信託振替制度用）」を用いて、Target 保振サイト接続により機構に対して通知する。</p> <p>※ 「信託の併合に係る凍結対象投資信託受益権に関する通知書（投資信託振替制度用）」は、機構ホームページに掲載の書式（IT_06-2）をいう。</p> <p>※ 直近下位機関から本手続に係る通知があった場合には、当該通知の内容に加え、当該通知に係る併合後銘柄の投資信託受益権が記録されている口座の機構加入者コードを、機構に対して通知する。</p>
<p>c 機構は、機構加入者から上記 b の通知があった場合には、当該併合後銘柄の投資信託受益権について、振替及び抹消が行われないようにするための措置を講じる。</p>	

第6章 信託の併合

内 容	備 考
<p>7. 関係者間における調整</p> <p>(1) 事務負荷の軽減</p> <p>信託の併合に係る併合日の手続については、発行者及び口座管理機関に相応の事務負荷が生じるものと想定され、消滅銘柄に係る販売会社移管や投資信託受益権の分割等の手続についても併合日に行うこととした場合には、信託の併合に係る投資信託受益権の口数の算出等がさらに複雑になることから、関係者間において事前に調整を行う必要がある。</p> <p>(2) 消滅銘柄におけるタンス受益証券の取扱い</p> <p>a 消滅銘柄においてタンス受益証券が存在する場合には、当該タンス受益証券は投資信託振替制度に移行されていないことから、併合後銘柄の投資信託受益権として振替口座簿への記録は行わない。</p> <p>b 本手続に関しては、関係者間においてその取扱いを調整する必要がある。</p>	<p>※ 関係者間における調整として、販売会社移管について併合日の直前直後を移管日とすることを避ける、投資信託受益権の分割について併合日までにその手続を完了させる等が、想定される。</p>

以 上

信託の併合に係る業務処理フロー



信託の併合に係る業務処理イメージ

処理イメージの前提

- (1) 併合日は2018年1月29日(月)とする。(併合日に、消滅銘柄A及びBについて抹消(解約)の処理によって減少の記録を行い、併合後銘柄Cについて新規記録の処理によって増加の記録を行う。)
- (2) 抹消(解約)の申込日の3営業日後に決済が行われ、新規記録の申込日の翌営業日に決済が行われるものとする。
- (3) 1月26日(金)時点の残高はA銘柄500口、B銘柄500口とし、A銘柄には併合日を決済日とする新規記録、B銘柄には併合日をまたぐ抹消(解約)があるものとする(A銘柄に係る新規記録は200口(決済日1/29(月))・・・①、B銘柄に係る抹消(解約)は100口(決済日1/31(水))・・・②)。

日付	イベント	通常の新規記録 及び抹消解約		信託の併合に係る増減			振替口座簿残高			投信計理残高		
		A	B	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1/25(木)							500	500	-	500	500	-
1/26(金)	①新規記録(申込)(A)	(①+200申込)					500	500	-	500	500	-
	②抹消解約(申込)(B)		(②▲100申込)							500	500	-
	割当比率(C:A=1:1) (C:B=1.5:1)									700×1+400×1.5=1,300 ※		
1/29(月) 併合日	①新規記録(申請・決済)(A) ※	①+200決済					700	500		700		-
	②抹消解約(申請)(B)		(②▲100申請)				700	500	0		400	-
	計理上の併合処理(A、B、C)											
	③新規記録(申請・決済)(C)					+1,300	700	500	1,300	-	-	1,300
	④抹消解約(当日申請・決済)(A)				③▲700		0	500	1,300	-	-	1,300
	⑤抹消解約(当日申請・決済)(B)					④▲400	0	100	1,300	-	-	1,300
	業務終了後						0	100	1,300	-	-	1,300
1/30(火)							0	100	1,300	-	-	1,300
1/31(水)	②抹消解約(決済)(B)		②▲100決済				0	0	1,300	-	-	1,300

※ 消滅銘柄において併合日を決済日とする新規記録(①)がある場合には、信託の併合に係る解約時抹消予定申請(③、④)を送信する前に、当該新規記録(①)に係る決済が完了していなければならない。

以上

併合後銘柄に係る銘柄情報登録及び消滅銘柄に係る銘柄情報変更

信託の併合に際して、消滅銘柄の投資信託受益権に係る減少の記録を行い、併合後銘柄の投資信託受益権に係る増加の記録を行うことから、投信振替システムにおいて、以下の対応を行うこととする。

1. 併合後銘柄に係る銘柄情報登録（信託の併合の方式が「新設方式」である場合）

(1) 銘柄情報登録の時期

併合日の2週間前まで

(2) 銘柄情報登録に関する留意事項

通常の新規記録に係る銘柄情報登録に準じて行うが、留意事項は以下のとおりである。

項目	留意事項
I S I Nコード	併合後銘柄には、消滅銘柄A及びBとは異なる新しいI S I Nコードが付番される。 (通常の新規記録に係る銘柄情報登録と同様に、銘柄情報を登録した日の15:00以降に付番される。)
銘柄正式名称	消滅銘柄と同一の銘柄正式名称を登録することも可能である。
銘柄略称	消滅銘柄と同一の銘柄略称を登録することも可能である。
投信区分	消滅銘柄が特例投信であっても、併合後銘柄は振替投信として登録する。
ファンドコード	発行者毎にファンドコードを重複して登録することはできないため、現存する銘柄（消滅銘柄を含む。）のファンドコードとは異なるファンドコードを登録する。
当初設定日	併合日を当初設定日とする。
当初総発行口数	併合日の決済時限終了後の口数が、投信振替システムにより自動設定される。
当初設定元本	併合日の当初一口当たり元本と当初総発行口数を乗じた値が投信振替システムにより自動設定される。

2. 消滅銘柄に係る銘柄情報変更

(1) 銘柄情報変更の時期

併合日の2週間前まで

(2) 銘柄情報変更に関する留意事項

留意事項は以下のとおり。償還日について、消滅銘柄の投資信託受益権に係る最終の決済日（併合日前営業日を基準価額適用日とする解約申込み（併合日をまたぐ解約申込み）があった場合における当該決済日）とする銘柄情報変更を行う。

項目	留意事項
償還日	併合日の前営業日に解約申込があった場合における、当該解約に係る抹消（解約）の決済日（YYYYMMDD）を設定する。
振替停止期間	償還日の前営業日から併合日までの営業日数を設定する。
信託契約期間	併合日を信託契約の終了日とすることから、信託契約期間についての文言を変更する。

（事例：2018年1月29日（月）を併合日とし、解約の申込日の3営業日後に決済が行われる場合

	1/24（水）	1/25（木）	1/26（金）	1/29（月） 【併合日】	1/30（火）	1/31（水）	備考
消滅銘柄における またぎの解約	解約申込	申請（*1）	申請（*1）	決済（1/24分）			併合後銘柄の投資信託受益権の口数の算出から除き、消滅銘柄として決済する。
		解約申込	申請（*1）	決済（1/25分）			
			解約申込	申請（*1）		決済（1/26分）	
償還日の設定						【償還日】	この事例では「20180131」を設定する。
振替停止期間				● ———— 振替停止期間 ———— →		振替停止日（*2）	この事例では「2」を設定する。
信託契約期間				【信託契約の終了日】			併合日が信託契約の終了日となる。

（*1）発行者による、「解約時抹消予定申請」の送信

（*2）償還日については、振替停止期間の算出に含めない。

以上

消滅銘柄における販社外振替の取扱い

信託の併合に係る新規記録や抹消（解約）についての情報連携は、発行者と指定販売会社とで行われることから、消滅銘柄が指定販売会社以外に振り替えられている場合には、原則として、以下のとおり対応する。

1. 前提

- ・ 甲証券はA銘柄の指定販売会社であり、乙証券はA銘柄の指定販売会社ではない。
- ・ B銘柄については、甲証券・乙証券とも残高はない。
- ・ 2017年12月1日（金）に、甲証券は乙証券へA銘柄を200口振り替えた（販社外振替）。
- ・ 併合日は、2018年1月29日（月）（消滅銘柄はA銘柄及びB銘柄、併合後銘柄はC銘柄）。

日付	イベント	甲証券の振替口座簿		乙証券の振替口座簿	
		A銘柄	C銘柄	A銘柄	C銘柄
11月末	—	1,000	—	0	—
12/1（金）	振替（甲証券→乙証券）	800	—	200	—

2. 対応

- ・ 消滅銘柄に係る減少の記録及び併合後銘柄に係る増加の記録に関する発行者への連絡は、指定販売会社が行うことから、併合日の前営業日までに、指定販売会社ではない乙証券のA銘柄200口を指定販売会社である甲証券に振り戻す。
- ・ 信託の併合に係る処理については、指定販売会社である甲証券において行う。
- ・ 信託の併合に係る処理が完了した後、C銘柄300口（200口×割当比率1.5）を、指定販売会社である甲証券から指定販売会社ではない乙証券に振り替える。

日付	イベント	甲証券の振替口座簿		乙証券の振替口座簿		備考
		A銘柄	C銘柄	A銘柄	C銘柄	
1/26（金） （併合日前営業日）		800	—	200	—	
	振替（販社外：乙証券→販社：甲証券）	1,000	—	0	—	乙証券から200口の振り戻しを受ける。
	併合日前営業日の残高	1,000	0	0	0	割当比率=1.5
1/29（月） （併合日）	①C銘柄に係る増加の記録	1,000	1,500	0	0	$1,000 \times 1.5 = 1,500$
	②甲証券におけるA銘柄に係る減少の記録	0	1,500	0	0	
	③振替（販社：甲証券→販社外：乙証券）	0	1,200	0	300	$200 \times 1.5 = 300$

以上

振替法第 121 条の 3 第 6 項に基づく通知

振替法第 121 条の 3 第 6 項に基づく通知（以下、「通知」という。）については、以下の内容及び方法により行うこととする。

1. 信託の併合に係る併合後銘柄の増加の記録口数の算出において 1 口未満の端数が生じる場合の処理

(1) 通知内容

機構加入者又は間接口座管理機関は、加入者ごとに以下の 2 項目（以下「併合対象口数データ」という。）を、一覧として作成する。

- a 併合日前営業日の振替口座簿残高（口数）
- b 併合対象口数（併合日当日の振替口座簿における増減口数及び解約申請中の口数を加味した口数）

(2) 作成ファイル

a ファイル形式

ファイル形式は、CSV形式とし、データ項目の区切り文字として半角カンマ（,）を使用する。なお、各レコードにおける「最初の項目の前」及び「最後の項目の後ろ」には半角カンマ（,）を設定しない。また、データ項目への半角ダブルクォーテーション（"）の設定は任意とする。

データ項目は、下表のとおり（ヘッダ部及びフッタ部はなし）。

項番	データ項目名	桁数	設定内容（全て設定必須。使用文字は半角数字のみ）
1	併合日前営業日の振替口座簿の口数	15桁以内	併合日前営業日の振替口座簿に記録されている口数を設定
2	併合対象口数	15桁以内	併合日前営業日の振替口座簿の口数に併合日の新規記録口数を加え、併合日の抹消（解約）口数及び解約申請中の口数を減じた口数を設定
3	機構加入者コード	7桁（固定）	機構加入者コードを設定
4	指定販売会社コード	5桁（固定）	指定販売会社コードを設定
5	併合日	8桁（固定）	併合日を YYYYMMDD の形式で設定

b ファイル名称

使用可能文字は、半角英数字、半角アンダーバー (_) のみとし、以下のルールとする。

「機構加入者コード先頭 5 桁」 + (_) + 「消滅銘柄の I S I Nコード」 + (_) + 「枝番 (7 桁以内で任意)」 + 「. csv」

(例) 12345_JP90C1234567_001. csv

(3) 通知の流れ

【間接口座管理機関 → 機構加入者 (直接口座管理機関) → 機構 → 発行者】の順に通知を行う。

a 間接口座管理機関

- ・加入者ごとの併合対象口座数データを作成し、直近上位機関に通知する。
- ・直近上位機関の振替口座簿に記録されている自己保有分の併合対象口座数データも含めて作成する。
- ・直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関の併合対象口座数データを併せて通知する。

b 機構加入者 (直接口座管理機関)

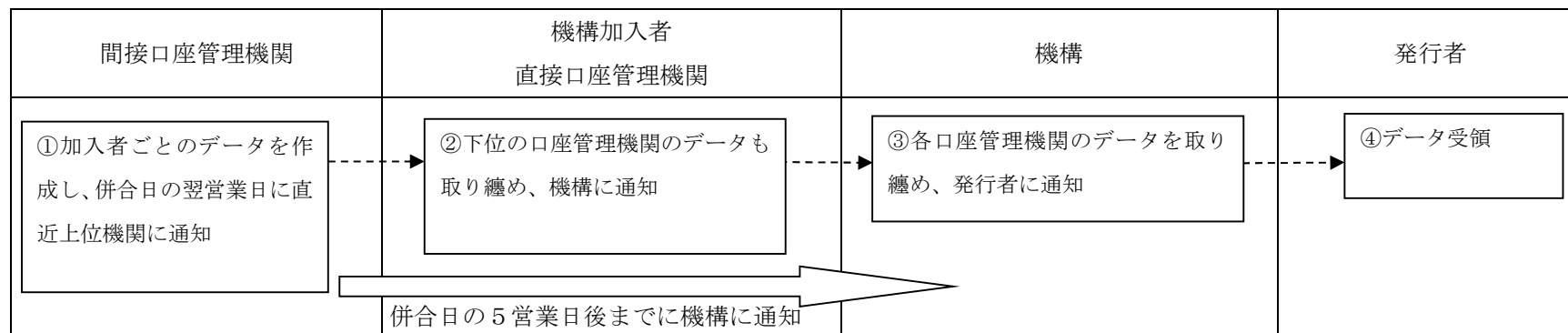
- ・加入者ごとの併合対象口座数データを作成し、機構に通知する。
- ・直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関の併合対象口座数データを併せて機構に通知する。
- ・機構の振替口座簿に記録されている自己保有分の併合対象口座数データも含めて作成する。

c 指定販売会社以外に振り替えられた口座の取り扱い

原則として、振替元の指定販売会社が併合対象口座数データを作成することとする。

※最終的には、発行者に対して通知されるデータであり、発行者においては指定販売会社ごとの管理を行っているため、指定販売会社以外の機構加入者又は間接口座管理機関に係るデータも振替元の指定販売会社が作成する。

【図1】



<例>

機構	振替機関の振替口座簿											
	甲の 自己口座	甲の顧客口座						乙の 自己口座	乙の顧客口座		合計	
加入者 機構	記録口数	23	39						19	19		100
		甲の振替口座簿						乙の振替口座簿				
		A	B	C	丙の 自己口座	丙の顧客口座		合計	D	E	F	合計
管 間 接 機 口 座	記録口数	5	4	6	11	13		39	2	9	8	19
		丙の振替口座簿										
		G	H	I	合計							
	記録口数	2	4	7	13							

(4) 通知方法

a 間接口座管理機関から直近上位機関

間接口座管理機関と直近上位機関との間のデータの通知方法については、両者間で調整する。

※電磁的な記録媒体による郵送やメール等の利用が想定される。

b 機構加入者（直接口座管理機関）から機構

Target保振サイト接続を用いて行う。

自らの併合対象口座データ及び直近下位機関から通知を受けた併合対象口座データを、それぞれTarget保振サイトに掲載する。

※間接口座管理機関のデータは集約せずに、当該データをそのままTarget保振サイトに掲載する。

※Targetの掲載カテゴリは「投資信託振替制度」→「機構加入者」→「業務関連」→「その他」とする。

「(その他通知事項)」欄へは「併合対象口座データ」と入力する。

c 機構から発行者

機構は、通知された併合対象口座データを発行者に対してTarget保振サイト接続（個社別通知）により通知する。

(5) 通知期限

a 間接口座管理機関

併合対象口座データを、併合日の翌営業日に直近上位機関へ併合対象口座データを通知（郵送の場合は、発送）する。

b 機構加入者（直接口座管理機関）

加入者ごとの併合対象口座データを、間接口座管理機関の併合対象口座データと共に、原則として、併合日の5営業日後までに機構へ通知する。

2. 信託の併合に係る併合後銘柄の増加の記録口座数の算出において1口未満の端数が生じない場合の処理

(1) 通知内容

機構は、機構加入者ごとに以下の3項目（以下「併合対象口座データ等」という。）を一覧として作成し、発行者に連携する。

a 併合日の前営業日の振替口座簿残高（口数）

b 併合対象口座数（併合日当日の振替口座簿における増減口数及び解約申請中の口数を加味した口数）

c 機構加入者コードの先頭5桁

(2) 作成ファイル

a ファイル形式

ファイル形式は、1.(2)に準ずる。

データ項目は下表のとおり（ヘッダ部及びフッタ部はなし）。

項番	データ項目名	桁数	設定内容（全て設定必須。使用文字は半角数字のみ）
1	併合日前営業日の振替口座簿の口座数	15桁以内	併合日前営業日の振替口座簿に記録されている口座数を設定
2	併合対象口座数	15桁以内	併合日前営業日の振替口座簿の口座数に併合日の新規記録口座数を加え、併合日の抹消(解約)口座及び解約申請中の口座を減じた口座数を設定
3	機構加入者コード先頭5桁	5桁（固定）	機構加入者コード先頭5桁を設定
4	併合日	8桁（固定）	併合日をYYYYMMDDの形式で設定

b ファイル名称

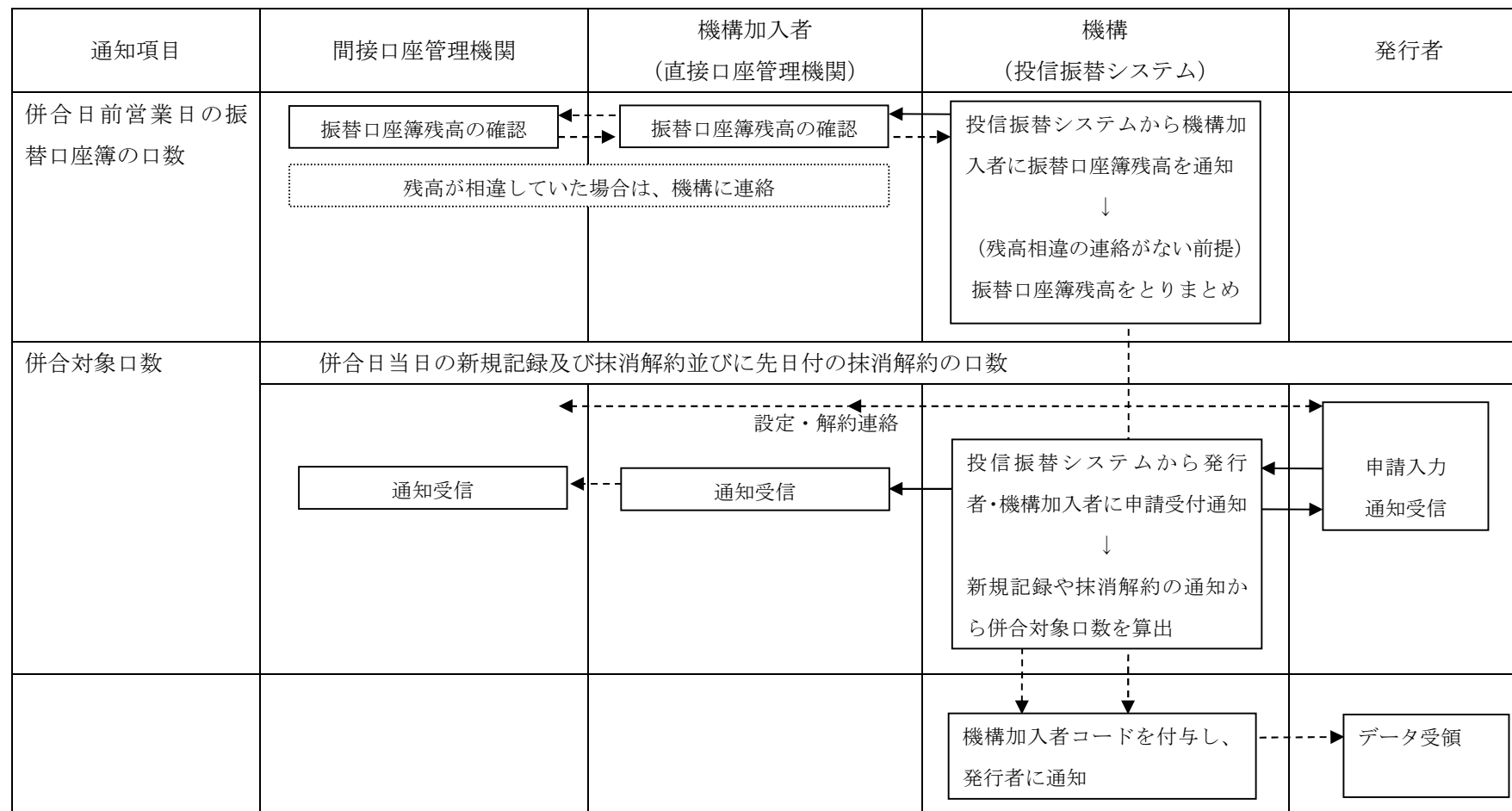
使用可能文字は、半角英数字のみとし、以下のルールとする。

「ISINコード」+「.csv」

(3) 通知の流れ

下記図2のとおり、併合日前営業日の振替口座簿の口座数及び併合対象口座数について、階層構造を通じて機構から機構加入者及び間接口座管理機関に対して通知し、機構加入者及び間接口座管理機関において確認している内容を機構が保有しているため、機構から発行者に通知することとする。

【図2】



-----▶ : 投信振替システム外のデータ授受

————▶ : 投信振替システムにおけるデータ授受

(4) 通知方法

機構は、併合対象口数データを発行者に対して Target 保振サイト接続（個社別通知）により通知する。

以 上